

開局時間のご案内

月-金 9:00-18:30

土 9:00-13:00

日・祝日 休み（24時間対応）

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日-翌年1月3日)



緊急連絡先 070-1532-5564

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社うさぎ薬局

代表取締役

白石 誠一郎



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品

指定濫用防止医薬品



管理薬剤師(受付・調剤・在庫管理・薬局管理
在宅業務・OTC販売等)

1名

勤務する薬剤師(受付・調剤・在宅業務等)

7名

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

1名

薬剤師

白衣:名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

事務制服:名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

事務制服:名札に氏名



営業時間

9:00-18:30(月-金)

9:00-13:00(土)

休日:日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

070-1532-5564



薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用
に変わった、特に注
意が必要な医薬品
です。

薬剤師が使用方法
や注意点を書面で
説明し、対面販売を
行います。

直接触れることがで
きない場所に陳列
されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が
必要な薬です。

これらの薬を購入す
る際には、**薬剤師**が
書面を用いて重要
な情報を提供し、販
売を行います。

直接触れることがで
きない場所に陳列
されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注
意が必要な薬です。**指定第
2類医薬品**は第2類医薬品
の中でも特に注意が必要な
薬です。使用前には「しては
いけないこと」を必ず確認し
てください。

これらの薬は**薬剤師**または
登録販売者が重要な情報を
提供し、販売を行います。商
品は直接手に取って確認す
ることができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、
第2類医薬品以外で比
較的安全性が高いと認
められている一般用医
薬品です。

薬剤師または**登録販売
者**が必要な情報提供を
行い、販売いたします。
これらの商品は、直接手
に取って確認すること
ができます。

指定濫 用防止 医薬品

濫用した場合に中枢神経系の
興奮若しくは抑制又は幻覚を
生ずるおそれがあり、その防
止を図る必要がある医薬品で
す。

薬剤師または**登録販売者**が
購入理由や数量を確認し「乱
用による危険性」を書面等で
説明し、対面販売を行います。
直接触れることができない場
所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会

054-203-2023

静岡県薬務班

054-920-2107

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用
に変わった、特に注
意が必要な医薬品
です。

薬剤師が使用方法
や注意点を書面で
説明し、対面販売を
行います。

直接触れることがで
きない場所に陳列
されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が
必要な薬です。

これらの薬を購入す
る際には、**薬剤師**が
書面を用いて重要
な情報を提供し、販
売を行います。

直接触れることがで
きない場所に陳列
されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注
意が必要な薬です。**指定第
2類医薬品**は第2類医薬品
の中でも特に注意が必要な
薬です。使用前には「しては
いけないこと」を必ず確認し
てください。

これらの薬は**薬剤師**または
登録販売者が重要な情報を
提供し、販売を行います。商
品は直接手に取って確認す
ることができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、
第2類医薬品以外で比
較的安全性が高いと認
められている一般用医
薬品です。

薬剤師または**登録販売
者**が必要な情報提供を
行い、販売いたします。
これらの商品は、直接手
に取って確認すること
ができます。

指定濫 用防止 医薬品

濫用した場合に中枢神経系の
興奮若しくは抑制又は幻覚を
生ずるおそれがあり、その防
止を図る必要がある医薬品で
す。

薬剤師または**登録販売者**が
購入理由や数量を確認し「乱
用による危険性」を書面等で
説明し、対面販売を行います。
直接触れることができない場
所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

藤枝薬剤師会

054-340-2415

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を嚴重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を嚴重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	67点
連携強化加算	5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
調剤ベースアップ評価料	4点
調剤物価対応料	1点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月3.5万回以上40万回以下です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制を整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望される
方は薬剤師にご
相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオ後続品やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。

全国どこの医療機関の処方せんでも対応しています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%超の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局草薙店 管理薬剤師 刀坂 美紀
静岡県知事指定介護保険事業所 第2244212888号

TEL 054-368-5165
FAX 054-368-5166
緊急電話 070-1532-5564 (24時間対応)

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



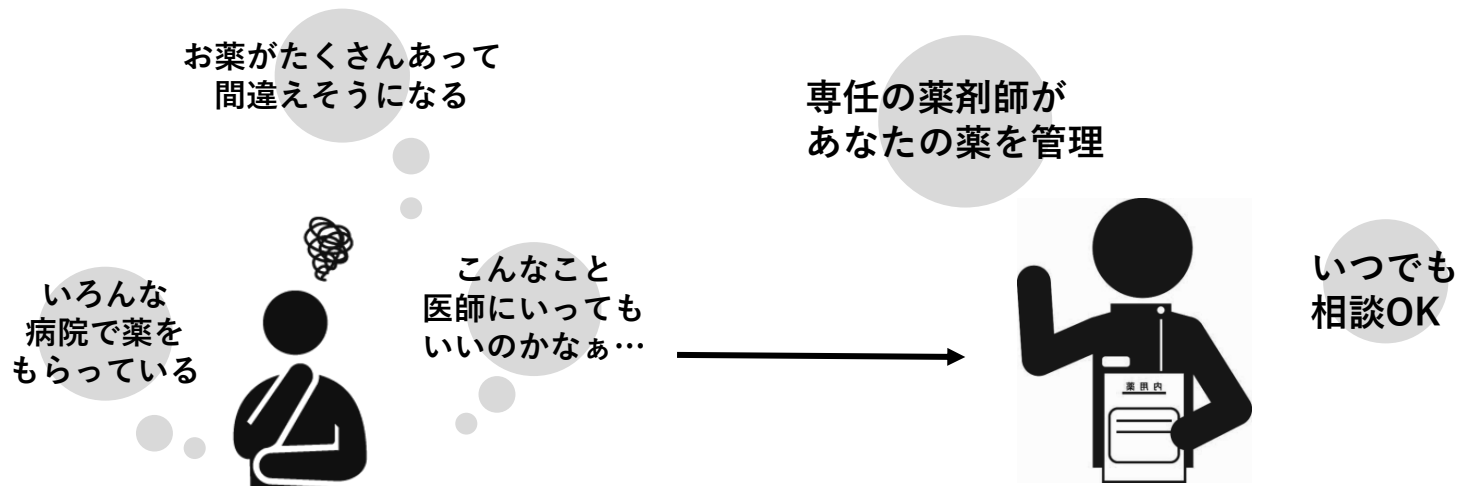
健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



当薬局では「かかりつけ薬剤師」を指名することが可能です。同意書へのご署名により、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験（保険薬剤師）を有し、週31時間以上勤務する薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



患者様のご依頼により追加の容器を使用する場合

水剤容器	50円
軟膏容器	50円
その他	50円

患者希望による一包装



30日分1回につき
500円～

※医師の指示があれば
保険適用となります

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき
10円

患者さん宅への薬の持 参料・在宅医療の交通費



10キロ圏内1回につき
500円

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分
1,500円～

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



オンライン服薬指導のご案内



当薬局では、ご自宅にしながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。



ご予約・実施時間（事前予約制）

平日 9:00～18:00
土曜 9:00～12:30（日祝休）

予約 | アプリ「MEDIXS」、公式LINE、
またはお電話にて



ご利用可能な通信方法

専用アプリ | 「KAITOS」 「LINE」
PCブラウザ | Chrome、Edge、Safari

※設定方法はスタッフがお手伝いします。



お薬の配送方法・配送料

配送 | ヤマト運輸（最短で翌日～翌々日にお届け）
送料 | 配送業者の既定の値段
※クール便は別途追加



お支払い方法（お薬代＋送料）

クレジットカード（アプリ内決済含む）
代金引換（手数料あり）
銀行振込（振込手数料はお客様負担）

薬局スタッフまで、お気軽におたずねください

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報、保険情報の照会のみを使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

電子処方せんの活用

電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



医師・医療機関 管理サービス 薬剤師・薬局



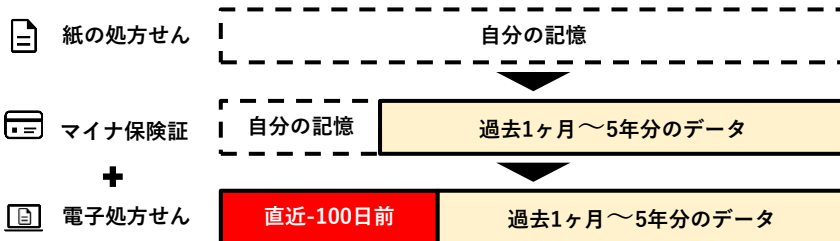
マイナポータル



患者

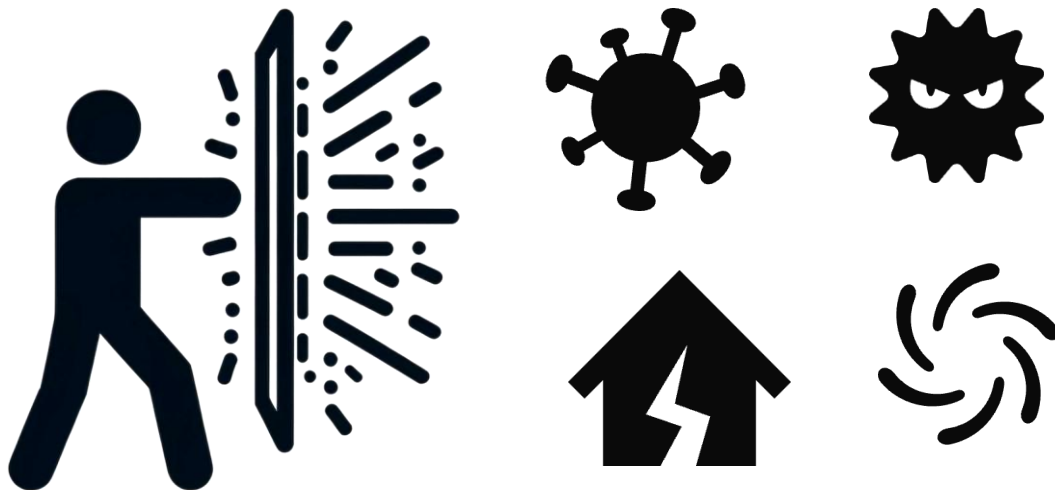
※マイナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

マイナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

医薬品の供給に関するお願い

この数年、一部のお薬が全国的に手に入りにくい状況が続いています。これは、主に一部の医薬品の製造工場トラブルが発生し、生産が遅れていることが原因です。加えて、新型コロナなどの感染症の流行によって、特定の医薬品の需要が急増していることも影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合がございます。そのため、調剤にお時間をいただく場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

当薬局では、必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方せんを発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

先発医薬品をご希望の患者さんへ

お薬の自己負担（長期収載品の選定療養）についてのご案内



長期収載品の選定療養ってなに？

先発医薬品を希望された際、価格差の一部（+税）をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。（薬剤料以外の費用は変更なし）

※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。



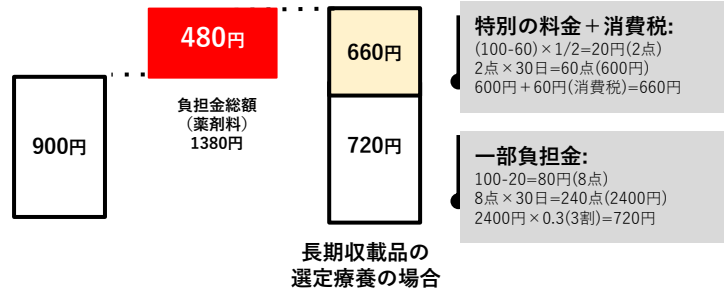
*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。



どのくらい高くなるの？

先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1（+税）が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円+消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

指勞
定災
藥保
局險

生活保護法指定

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） （所定単位につき15円を超える場合）	薬剤調剤料の所定単位につき -	1点 10円又はその増数を標準として1点
多剤投与時の減額措置	1処方につき7種域以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で限り、確定点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ペーシング評価料	地方厚生局への申請出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤特価対応料	処方箋受付料、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	（薬局の薬剤師の場合） 合わせて月4回まで（末期の慢性難病の患者、注射による昇薬診与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回8月8日まで）	
① 単一建物居住者 1人			518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
服薬管理指導加算	○		100単位
医薬用外薬特効注射療法加算	○	医薬用外薬特効注射療法を行っている患者、オラセン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オラセン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模集落加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%